

中華中央法律事務所

(題字・童話作家 故斎藤隆介氏)

第二行

千葉中央法律事務所

千葉市中央区中央4丁目10番12号

番糸会館6階

電 話 043-225-4567(代)

FAX 043-225-1507

暑中お見舞申し上げます



(知床五湖の「一湖」)

わち「すべて国民は個人として尊重される」（憲法13条）という近代憲法の到達点がその根幹に位置づけられているからです。

毎日のようく悲惨な事件ニュースが流れ、私たち国民の心を痛めています。地球上から最も「人間の尊厳」を踏みにじる戦争がいつになつたらなくなるのか。不安がひろがっています。

私たちは、今あらためて憲法の原則がこの国の政治そして社会のルールとして機能することを心よりのぞみたいと思います。

先の通常国会には、この「個人の尊厳」の考え方とまったく相反する多くの「悪法」が提出されました。「共謀罪」「医療制度改悪法」「教育基本法」「改正」法案」そして「国民投票法」という「憲法改悪手続法案」。

いずれも、その水脈は「憲法改悪」の流れに連なっていると思います。

ことしの夏も、また、あらためて平和の尊さをかみしめ、この国を「戦争する国」にかかる「9条改憲」を許さない、そんな決意を固めあいたいとおもいます。

この間の皆さまの、私たちの事務所に対するご指導・ご協力に感謝申し上げながら、35周年を契機に所員一同いっそうがんばつていく決意を申し上げ、この夏のごあいさつといたします。

日本国憲法公布60周年のことし、私たちの法律事務所は10月1日に創立満35周年をむかえます。

二〇〇六年盛夏

千葉中央法律事務所

弁護士
事務局
宮腰
井出
馬屋原
岩坂
中丸
藤野
守丸
白丸
川丸
高橋幸
橋幸
子幸
勲男
夫明
吾一
希潔
子希
一同